

議会改革特別委員会 検討結果シート

ハラスメント相談窓口の設置

「議員と職員の関係の在り方を含めた墨田区議会議員の政治倫理に関する条例の運用」を検討するに当たり、7月31日に実施した目黒区議会におけるハラスメント防止指針に関する行政調査の結果や昨今の墨田区議会の動き等を踏まえ、議員等が弁護士等の専門家にハラスメントについて相談できるよう、相談窓口の設置を検討することとした。

【経緯】

墨田区議会においては、不祥事等が発生した際に対応するための規定として、「墨田区議会議員の政治倫理に関する条例（以下 政治倫理条例）」や「墨田区議会の不祥事発生時の情報共有等について（申し合わせ）」があるが、当委員会において、議員と職員の関係の在り方を含めた政治倫理条例の運用の検討を行う上で協議を重ねた結果、ハラスメント相談窓口の設置することとし、以下のとおり取り扱うこととする。また、相談フローのイメージ図は別紙のとおりとする。

【結論】

1 相談者の範囲

原則として議員とする。ただし、職員（議員からのハラスメントの場合、かつ事前に総務部のハラスメント相談窓口への相談済み）の利用を妨げない。

2 相談窓口の相談員

弁護士や臨床心理士及び産業医といった職種を相談員とする。また、委託に当たっては、そういった複数の職種の方が在籍する外部の民間事業者に委託するものとする。

3 必要な機能（内部相談・外部相談）

外部相談のみとし、内部相談（議長や区議会事務局）は設けないこととする。

4 実施時期

令和8年度から準備が整い次第、実施するものとする。

5 その他

協議の際に出された「第三者委員会の設置」や「ハラスメントについては政治倫理条例から切り離して、別に条例や指針を定めて対応すべき」といった意見については、ハラスメント相談窓口の設置とは直接的に関係しない部分であり、協議に時間が掛かる部分となるので、次年度への申し送り事項とする